



【新タンス株用】

記

お客様が当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 平成 21 年 6 月までの一定の日に株券の電子化が実施される予定となっていることから、円滑に同制度に移行するためには、特定口座に預け入れた上場株式等は、株券の電子化の実施時期まで継続してお預けいただくことがお客様にとって望ましいと考えられます。
2. 当社は税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益及び源泉徴収税額の計算等並びに年間取引報告書の作成等を適正に行う義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないよう努めなければなりません。
3. お客様がやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を引き出す場合には、上記 1.、2. の観点から、予め当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に次に掲げる引出し事由をご記入の上、ご提出いただき、また、原則として口座間の振替による方法により行う必要があります。なお、お客様の引き出した上場株式等につきましては、一般口座において管理することが望ましいと考えられます。
  - (1) 特定口座内保管上場株式等を当社又は第三者に対する担保として利用する場合
  - (2) 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合
  - (3) 特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡（本券出庫による譲渡、他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限る。）をする場合
  - (4) 特定口座内保管上場株式等を信託する場合
  - (5) 特定口座内保管上場株式等を当社又は第三者に貸付ける場合（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項 13 号の貸付契約に該当する場合を除く）
  - (6) その他やむを得ない事由がある場合

なお、特定口座内保管上場株式等を他の証券会社の特定口座に移管する場合、贈与、相続又は遺贈により他の特定口座へ移管する場合や、特定口座を廃止する場合には、所定の「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」「相続上場株式等移管依頼書」や「特定口座廃止届出書」をご提出いただき、3. の申出書のご提出は不要です。

以上

タンス株券（特例上場株式など）の特定口座への受入れに係る確認書類

1. 取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類

（取得に要した金額又は払込金額、取得又は払込年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）

	確認書類の種類	備考
1	(1) 取引報告書、(2) 取引残高報告書、(3) 月次残高報告書、(4) 受渡計算書のいずれか 1 点	原本のみ可
2	その他取引報告書等に相当する書類 [注 3] 参照	原本のみ可
3	顧客勘定元帳等の写し	写しのコピーは不可
4	発行会社又は名義書換代理人等が作成した払込みに関する取得証明書	原本のみ可
5	証券会社等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類	原本のみ可

2. 取得の日が確認できる書類

6	株券（平成 17 年 3 月 31 日までに取得者への名義書換がされているものに限る。）の表・裏の写し	[注 5] 参照
7	EB 債の償還により取得したタンス株の取得の日を証するもの（EB 債の償還に関する事務の取扱をした証券会社が作成した書類で、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）	原本のみ可
8	発行会社又は名義書換代理人等が作成した取得の日を証明する書類（払込み又は名義書換の年月日（平成 17 年 3 月 31 日までに取得者への名義書換がされているものに限る。）銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるもの）	原本のみ可

[注 1] 取得者とは、特例上場株式等保管委託依頼書を提出する方が確認書類における取得者とされている場合を含むものとします。

[注 2] 保管の委託をしようとする特例上場株式等（タンス株）が、会社合併、会社分割及び株式交換・移転の事由により取得したものであるときは、当該取得の基因となった株式に係る確認書類を以て、確認書類とすることができます。

[注 3] その他取引報告書等に相当する書類とは、例えば、証券会社が作成した照会通知書、個別株オプション取引に係る権利行使・権利割当に係る上場株式等の取得に関する報告書、従業員持ち株会から発行された退会（引出）精算書、保険会社の株式会社化に伴い新株主に対して交付される新株式に係る通知書（いずれの書類も取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）を指します。

[注 4] 上記 1. 及び 2. の確認書類に記載されている取得者の氏名は、原則、タンス株の受入れ申込み者本人に限られますが、相続、贈与又は遺贈によりタンス株を取得したことにより、確認書類に記載された取得者の氏名と申込み者の氏名が異なる場合は、遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書等又はその写しを当該確認書類に添付することにより、確認書類として受入れることができます。

[注 5] 株券に記載されている名義が 1 番最初（株券発行日）の場合は、その株券の写しを確認書類として特定口座に預け入れることはできません。本券入庫時に当社で写しをお取りするはできません。本券入庫の際も必ず表裏の写しをご提出ください。

(2005.4.1)